

清里町障がい者計画 清里町障がい福祉計画 を策定しました

この計画は、障がい者福祉制度や社会経済情勢の変化を踏まえ、すべての町民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

計画の策定にあたっては、昨年、平成26年12月から障がい者福祉に係わる組織・団体の方々や、公募による委員らによる「清里町保健福祉計画策定委員会」により3回の審議を経て計画素案がまとまり、その後、町民意見提出手続き（パブリックコメント）を行って本計画ができあがりました。

計画の法的な位置づけと期間

障がい者 計画

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として策定します。また、国及び北海道が策定した関連計画との整合・連携を図りながら、障がい者施策を総合的、計画的に定めるものです。今回の策定は、平成24年3月に6カ年の計画として策定した計画の中間見直しを行ったものです。

障がい 福祉計画

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障がい福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即し、北海道の計画との整合を図ります。

今回の策定は、今までの第3期計画に続き、新たに平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする第4期の計画です。

【基本的理念】

- ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

「清里町障がい者計画・障がい福祉計画」は、町のホームページからご覧いただけます。

